

「直ちに取り組むべき施策に係る論点案」 に関する参考資料

1. コミュニティ・スクールを活用した 取組事例について

【事例】 CSによる学校・家庭・地域の役割の明確化と連携・協働（東京都三鷹市）

三鷹中央学園では、学校の教育目標や育てたい子供像に基づき、学校・家庭・地域がどのように取り組むか、それぞれの役割を明確化した「パワーアップアクションプラン」を作成し、関係者の当事者意識を高めるとともに、相互に連携して教育活動を実施している

背景・取組概要

三鷹市三鷹中央学園（市立第四中学校、第三小学校、第七小学校）では、学校運営協議会において、**学校の教育目標や育てたい子供像の実現に向けて、学校・家庭・地域と子供たち自身の取組を見える化した「パワーアップアクションプラン」**を作成し、関係者に広く共有。アクションプラン全体の共有により、学校・家庭・地域の**関係者それぞれが役割を自覚し当事者意識を高める**とともに、**互いの取組を意識した積極的な連携**にもつながっている

工夫・ポイント

- ◆ アクションプランは、学校運営協議会委員だけでなく、熟議を通じて **小・中学校教員等、多くの当事者の声を活かして検討・作成**
- ◆ 幅広い関係者全体に周知し、**目指す方向性やお互いの取組が共有**され、連携することで**より効果的な教育活動**につながっている

特徴的な活動

- ◆ 学校・家庭・地域・子供**それぞれの役割・取組を見える化したアクションプランを作成**し、関係者**全体で共有**
- ◆ 学校運営協議会が広報を行い、**保護者や地域の関係者に幅広く周知**し、アクションプランに基づく**相互に連携した取組を実施**

関係者の声

（学校）「学校の役割が明確になり、それを踏まえて**家庭や地域に働きかけられるようになった**」

（地域）「熟議を通じて、**地域の行事を見直すきっかけ**にもなった」

三鷹中央学園パワーアップアクションプラン（一部を抜粋、簡略化）

目指す 学園生像	学校での 取組	子どもの 取組	家庭での 取組	地域での 取組
すすんで 学ぶ (確かな学力)	魅力ある授業づくり など	読書習慣 家庭学習 など	子供の学習内容への関心 など	放課後や休業中の学びの場 など
感謝と 思いやり (人間性)	異学年交流 あいさつ指導 など	家庭で報告 友達に声掛け など	家庭での対話 感謝の声掛け など	体験・交流の機会充実 子供を褒める場をつくる など
たくましい 心と体 (心身の健康)	集団生活指導 運動・部活動 食育の推進 など	時間を守る 規則的な生活習慣 など	規則的な生活の習慣づけ ゲームやスマホの利用ルール など	運動する機会の充実 など
地域・社会 貢献 (地域への愛着)	防災訓練 地域と関わる学習 など	ボランティア 地域行事や防災訓練への参加 など	学校・地域行事への参加 地域の防災訓練 など	登下校の見守りなど安全安心な環境づくり など

【事例】CSによる学校における働き方改革の推進（岡山県浅口市）

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上など、学校の働き方改革を推進**

方針・目標の設定

取組の実践（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

働き方改革への効果

鴨方東小学校

業務改善

- 業務内容の棚卸し
- コミュニティ・スクールの設置
- 校務分掌の新体制化 など

時間改善

- 時間管理のカエル5
- 職員会議・終礼改善
- 勤務時間の記録 など

環境改善

- 職員室の機能的なレイアウト
- 人間関係・同僚性の構築 など

寄島小学校

チームによる対応

- チームリーダー教員を中心に取組を企画・検討し、学校運営協議会を活用して、評価・改善を推進

① 業務内容の棚卸し

- ▶ **コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に**

(例) 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討
→ できる改善から速やかに着手



熟議の様子

② 教育活動の再整理・再認識

- ▶ **熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる**

(例) 見直し：一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更
充実：教職員チームによる地域の危険箇所等のパトロールを強化

③ 地域と連携・協働した活動の実践

- ▶ **保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に**

(例) コーディネーターの一人（主任児童委員）が、不登校児童に対して地域の立場からサポート
→ 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、**保護者や地域のお墨付きのようなもの。より積極的な改善も可能**となる。実際に、改善実践後に保護者や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」（校長）

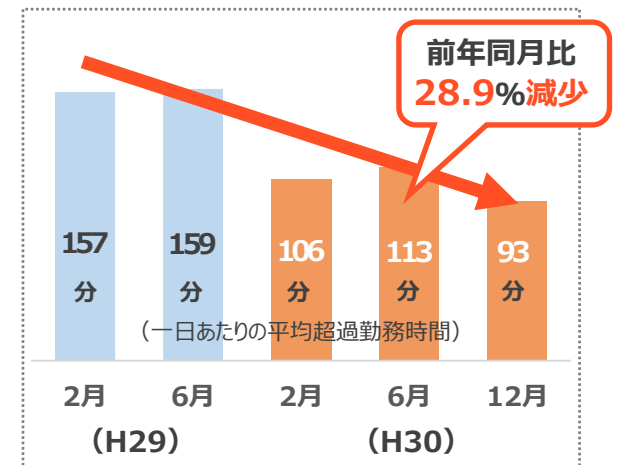
「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」（教頭）

業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合（％）
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

（鴨方東小学校資料より作成）

教員の一日あたりの**超過勤務時間が減少**



（鴨方東小学校資料より作成）

【事例】 CSによる通学路の見守り活動（市川市立菅野小学校）

すがの

千葉県市川市立菅野小学校では、学校運営協議会で地域での児童の様子や危険箇所についての情報交換や、安全教育の充実についての協議を行い、学校・家庭・地域が協働して児童生徒の安全な通学を保障するための取組を実施している。

背景・取組概要

- ◆市川市立菅野小学校は、学区に幹線道路が延線・開通したことに伴い交通量の大幅な増加や大型車両の日常的な通行が見られるようになり、**学校・家庭・地域が協働して児童生徒の安全な通学を保障することが必要に。**
- ◆**学校運営協議会において、児童の様子や危険箇所についての情報交換**を行うことで、登下校の見守り方法や効果について共通理解を図るとともに、**地域学校協働活動として、地域住民が登下校の見守り活動を実施。**

工夫・ポイント

- ◆地域学校協働活動推進員が学校運営協議会委員を兼ねることで学校の課題を把握し、**地域ネットワークを活用して学校の課題解決に向けて取り組む。**
- ◆**中学校ブロックとして地域学校協働活動推進員や各校の管理職が活動状況を報告し合う機会を定期的に設け、中学校ブロックを一つの地域として子供を育てる雰囲気**を醸成。

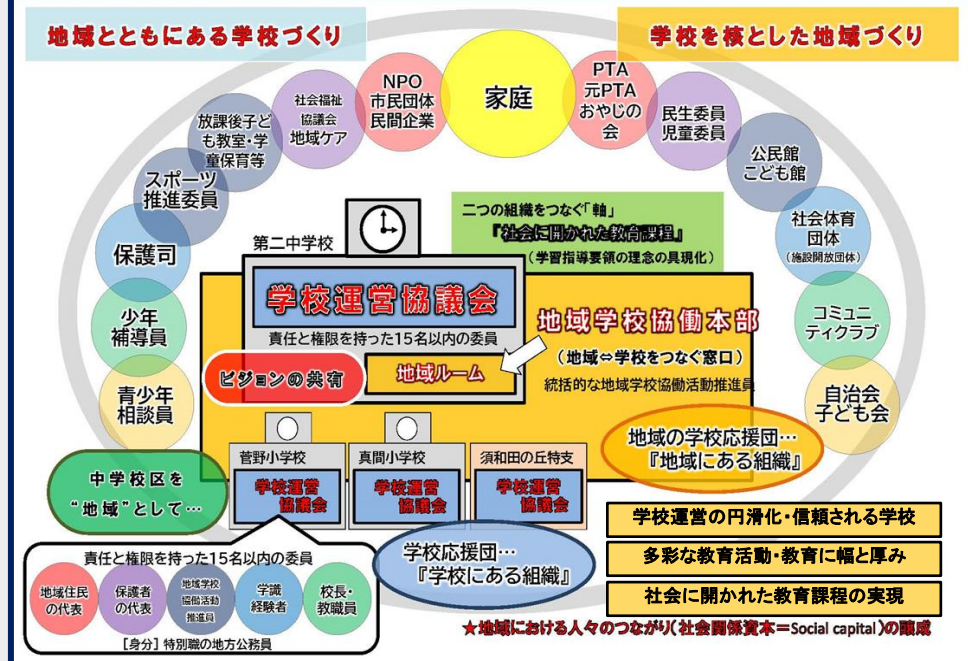
特徴的な取組

- ◆交通量の多い時間帯を中心に危険箇所立つ地域人材（見守り活動の担い手）の**シフト表を推進員が作成・配付**。併せて、**コミュニティマップを作成**して危険箇所を周知、地域での見守りを啓発。
- ◆「登下校見守り活動ハンドブック」（文科省作成）を学校運営協議会で配付し、共通理解を促進。

成果・効果

- ◆児童の登下校見守りを通じて、**新たな地域のネットワークが構築**された。
- ◆学校、家庭、地域が役割分担をすることで、自分たちでより良い地域づくりを行うとする**当事者意識の高まり**がみられた。
- ◆登下校の見守りについて、地域で**継続的な仕組みづくり**ができた。

市川版コミュニティ・スクール



学校運営協議会において、危険箇所等の情報交換を実施



交通量の多い登下校時間帯を中心に危険箇所に立ち見守る様子

【事例】CSによる通学路の安全確保（高崎市立京ヶ島小学校）

きょうがしま

群馬県高崎市立京ヶ島小学校では、児童・保護者・地域住民が共に通学路を歩いて安全点検を行い、結果を踏まえて学校運営協議会において安全対策について熟議し対策を講じるなど、学校と地域が協力して安心・安全な街づくりを行っている。

背景・取組概要

- ◆高崎市立京ヶ島小学校は、幹線道路沿いに位置しており、子どもたちの登下校時の安全確保は地域の最重要課題の一つであるものの、長年にわたって安全パトロールを担ってくれている地元ボランティアの後継者不足や近年の交通量増加に伴う危険性の増加という課題に直面。
- ◆学校運営協議会に設けた3部会のひとつである「防災・安全・環境部会」において、子供たちの安全確保について熟議を実施。様々な視点で通学路における危険箇所の洗い出しと改善策の検討を行うなど、地域と学校が課題の解決に向けて協力。

工夫・ポイント

- ◆学校のホームページを活用し、コミュニティ・スクールの目標や学校の実情を地域に向けて情報発信することで、目指す姿を共有。
- ◆幅広い人材を学校運営協議会の委員として任命するとともに、区長や行政経験者、新旧PTA役員等が地域コーディネーターとして活躍。

特徴的な取組

- ◆地域学校協働活動として、児童と保護者が地域住民と共に通学路を歩き、多くの視点で安全点検を実施。
- ◆点検の結果を踏まえて熟議を行い、日頃から見守り活動に従事しているボランティアの意見も取り入れ、「京ヶ島小安全マップ」を毎年更新。

成果・効果

- ◆学校運営協議会を通して行政への働きかけがスムーズに行われ、通学路の危険箇所に安全ポールや防護柵が設置された。
- ◆児童にとって安心・安全な通学路づくりを地域と学校の枠を超えて追求することが、地区全体の安心・安全な街づくりへとつながった。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組

協議会部会名	主な協議内容	地域学校協働活動
学校運営	○学校運営の基本方針 ○学校評価の内容検討 ○学校評価結果の課題対策等	情報共有・連携 ・通学路点検、見守り活動 ・地域と合同避難訓練 ・子供を守る家・守る店 ・放課後学習 ・総合的な学習の時間の支援 ・読書活動につながる読み聞かせボランティア
防災安全環境	○児童の登下校の様子 ○通学路の交通安全 ○いじめの対応 ○学校・地域における生徒指導	
学習支援	○教育課程の検討 ○学校行事・体育的行事 ○学年活動の在り方	

京ヶ島小安全マップの作成

学校運営協議会で安全について熟議
 ⇒地域の避難場所や避難協力店を記載
 ⇒保護者の登下校見守りの際に活用
地域全体で事故や犯罪の未然防止



学校運営協議会の様子
危険箇所を熟議し、具体的な安全策について現地でも議論



地域学校協働活動の様子
児童、保護者、地域住民と一緒に歩き、安全点検を実施

2. 保護者等への対応に係る 教育委員会等による支援体制について

電話相談について

学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題についての相談を受けます。

<基本方針>

- ◆ 子供にとって何が大切かを第一に考え、公平・中立の立場で相談に応じます。
- ◆ 相談者の話をよく聴きます。
- ◆ 互いの意見・考えの共通点・相違点から、事実関係を整理します。
- ◆ 互いにできること、できないことをはっきり伝えます。

学校問題の解決に向けて

～保護者・地域住民の皆様へ～

- 1 意見・要望等は、まずは学校へ御相談ください。
 - 2 学校の説明や対応に対して、どうしても納得できないときは、区市町村教育委員会又は東京都学校経営支援センターに御相談ください。
 - 3 それでも解決できないときは、学校問題解決サポートセンターに御相談ください。
- ※都内の公立学校を対象にしています。

～学校の先生方へ～

- 保護者等の話を最初に十分に聴きましょう。
 - 保護者等の心情や真意を十分に受け止めましょう。
 - 保護者等にとって分かりやすい説明をしましょう。
 - 保護者等と十分に話し合い、管理職とも相談のうえ互いに納得できる具体的な解決策を提案しましょう。
 - 約束したことは速やかに実行しましょう。
 - 対応の進行状況等を保護者等に適宜連絡しましょう。
 - 解決後も、保護者等に連絡し、情報交換と共通理解を努めましょう。
- ※ 学校問題は学校全体の問題であるため、まずは管理職から御連絡をお願いします。

学校問題解決サポートセンター

☎03-3360-4195

平日：午前9時から午後5時まで
(閉庁日、年末年始を除く)

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 4-6-1
(東京都子供家庭総合センター 4階)
<https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp>

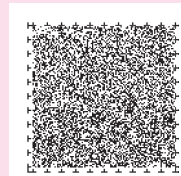


東京都の例

学校問題解決 サポートセンター



 東京都教育相談センター





問題の解決に向けた相談の流れ



相談者

保護者・地域住民

- ① 「学校」へ。
- ② 区市町村立学校の場合「区市町村教育委員会」へ
都立学校の場合「学校経営支援センター」へ。
- ③ ①②の順で相談しても解決できないときは、
「学校問題解決サポートセンター」へ。

区市町村立学校・都立学校（管理職）

- ① 区市町村立学校の場合「区市町村教育委員会」へ
都立学校の場合「学校経営支援センター」へ。
- ② 区市町村教育委員会や学校経営支援センターに相談しても解決できないときは、
「学校問題解決サポートセンター」へ。

区市町村教育委員会・学校経営支援センター

学校と対応しても解決できないときは、
「学校問題解決サポートセンター」へ。



学校問題解決サポートセンター



電話相談

03-3360-4195

平日：午前9時から午後5時まで
(閉庁日、年末年始を除く)

学校問題支援員（学校管理職経験者）・
指導主事が相談を受け、助言します。



専門的視点からの検討を要する場合

専門家等からの助言

相談案件を協議し、専門家等の助言を受け、サポートセンターから、文書等で回答します。

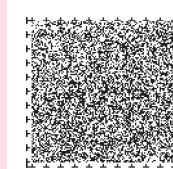
【専門家等】

弁護士、精神科医、公認心理師等、警察職員経験者、行政書士、
スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員代表、保護者代表

当事者双方からの申し出があった場合

第三者的機関としての解決策の提示

- ① 第三者的機関活用の合意
当事者双方から、解決に取り組むこと、助言を尊重することの合意を得ます。
- ② 当事者双方からの意見聴取
専門家等が、当事者双方からの意見聴取と解決策の協議を行います。
- ③ 解決策の提示
専門家等が解決策の調整と解決策の提示を双方に行います。

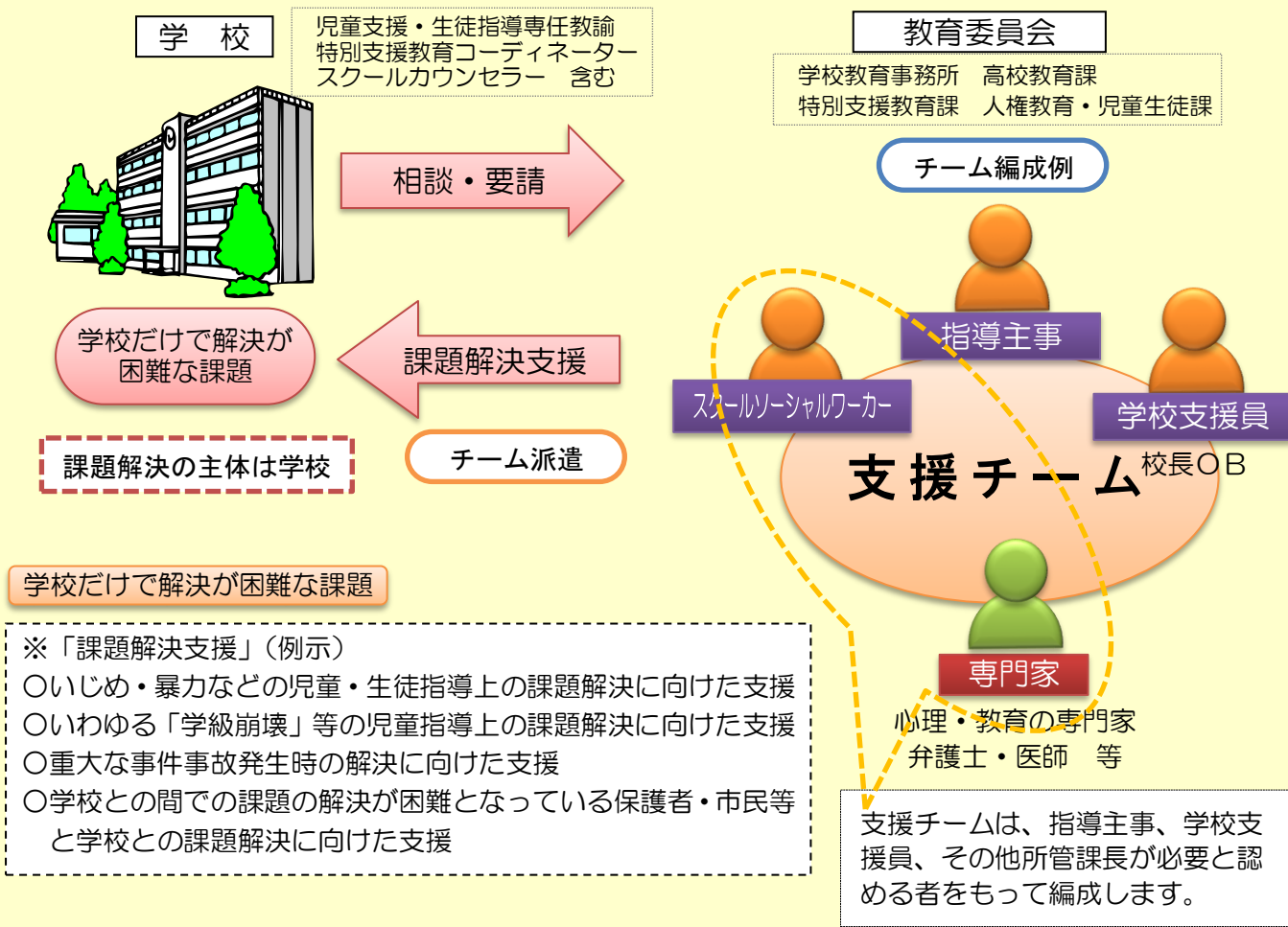


令和5年度 学校の課題解決のための教育委員会の支援体制

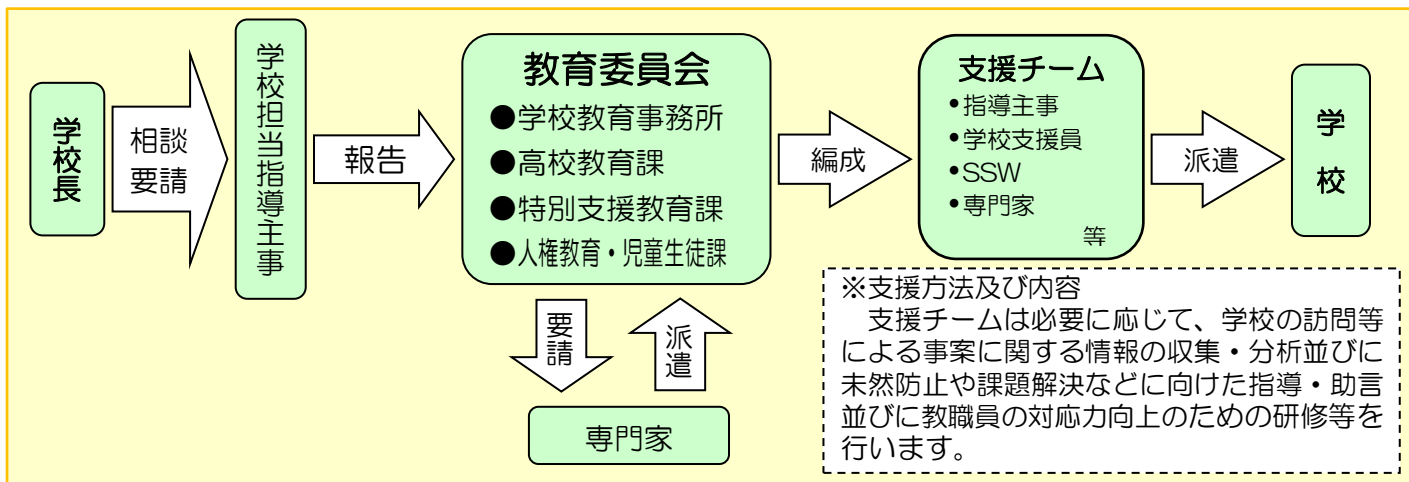
学校課題解決のための「支援チーム」

教育委員会では、学校だけでは解決が困難な課題に対して、学校をきめ細かに支援する「支援チーム」の編成を行います。支援チームは、指導主事、学校支援員、SSW、心理、教育、医療、法律等の専門家等から成り、課題にあわせた支援を行います。

学校長からの、学校担当指導主事への相談・要請に応じて、学校教育事務所や特別支援教育課、高校教育課、人権教育・児童生徒課が、学校課題に合わせた支援チームのメンバーを編成して派遣し、継続してきめ細かな学校支援にあたります。



「支援チーム」要請方法



3. 教師の健康及び福祉を確保する ための措置について

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

第1章 総則

○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園

教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

<基本とする時間>

○在校している時間

<加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

<除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

○上限時間

- ①**1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**
- ②**1年間の時間外在校等時間について、360時間以内**

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - － 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - － 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- (6) 上限方針を定めるに当たっては人事委員会(置かない場合は地方公共団体の長)と認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図る。講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。

○留意事項

(1) 上限時間について

- ・ 本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・ 本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。

(2) 虚偽の記録等について

- ・ 在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

- ・ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講ずべき措置について

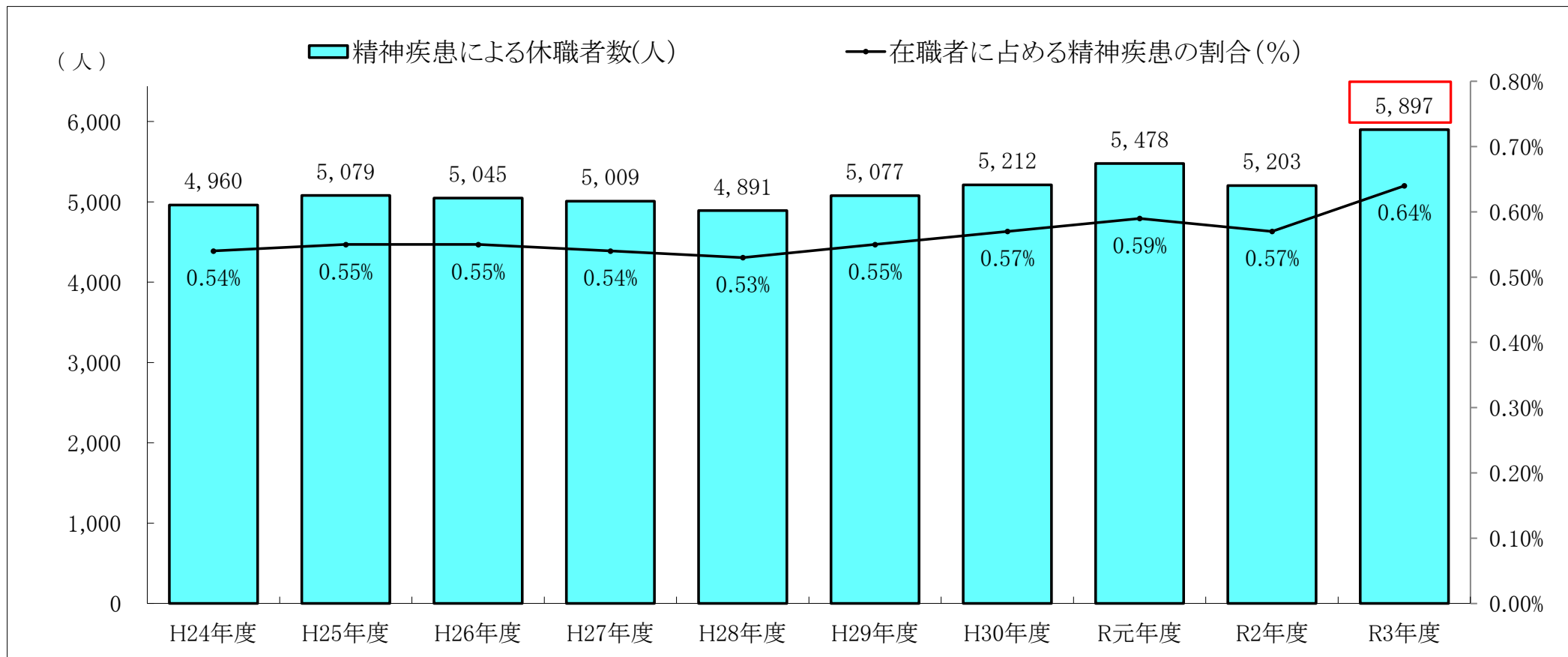
- ・ 都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

○教育職員(※)の精神疾患による**病気休職者数**(令和3年度)は、**5,897人(全教育職員数の0.64%)**で、令和2年度(5,203人)から694人増加し、**過去最多**。

(※)公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員 (総計919,922人(令和3年5月1日現在))

(参考)事務職員等(事務職員及び栄養職員)の精神疾患による病気休職者数は534人(令和3年度)

教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移(平成24年度～令和3年度)



教職員のメンタルヘルスを取り巻く背景・課題②

○教育職員の精神疾患による長期療養者数(精神疾患による病気休職者及び1か月以上の病気休暇取得者)は、令和3年度に**10,944人(過去最多)**

- 学校種別：**小・中学校の割合が高く**(R3:小50.5%、中23.3%)、特に近年は**小学校・特別支援学校で増えている**(H29→R3:小1.42倍、特支1.36倍)
- 男女別：過去5年間通じて、**女性の割合がやや高く、増加傾向**(R3:男41.1%、女58.9%、H29→R3:男1.14倍、女1.42倍)
- 職種別：過去5年間通じて、**教諭等が約90%とほとんどの割合を占め、在職者数に占める割合も高い**(R3:校長0.14%、副校長等0.50%、主幹教諭等0.64%、教諭等1.31%等)
- 年代別：H29では40代・50代以上の割合が高かったが、**近年では20代・30代の割合が高くなっており、特に20代の伸びが顕著**である(H29 18.6%→H30 19.5%→R1 20.2%→R2 22.7%→R3 25.5%)

○都道府県・政令市によって各分野でのトレンドは異なる(そもそも減少傾向にある自治体も存在)

病気休職者及び1ヶ月以上の病気休暇取得者の
学校種別・性別・職種別・年代別状況の推移(教育職員)(平成29年度～令和3年度)

(1) 学校種別

	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	3,889	4,290	4,729	4,691	5,532
中学校	2,268	2,348	2,385	2,292	2,552
義務教育学校	5	16	31	43	53
高等学校	1,243	1,309	1,329	1,299	1,356
中等教育学校	11	7	9	10	19
特別支援学校	1,054	1,092	1,157	1,161	1,432
合計	8,470	9,062	9,640	9,496	10,944

(2) 性別

	H29	H30	R1	R2	R3
男性	3,935	4,157	4,304	4,032	4,494
女性	4,535	4,905	5,336	5,464	6,450
合計	8,470	9,062	9,640	9,496	10,944

(3) 職種別

	H29	H30	R1	R2	R3
校長	35	40	44	35	45
副校長等	127	124	163	135	182
主幹教諭等	152	145	172	159	156
教諭等	7,791	8,396	8,874	8,724	10,045
養護教諭等	215	208	239	281	317
その他	150	149	148	162	199
合計	8,470	9,062	9,640	9,496	10,944

(4) 年代別

	H29	H30	R1	R2	R3
20代	1,576	1,765	1,950	2,153	2,794
30代	2,012	2,302	2,612	2,573	2,859
40代	2,057	2,141	2,229	2,147	2,437
50代以上	2,825	2,854	2,849	2,623	2,854
合計	8,470	9,062	9,640	9,496	10,944